

## 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 作業班における検討状況について

### 1 作業班における検討の枠組みについて

- 作業班においては、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書（以下、本文中では「報告書」という）」に掲げられた論点に関して、
  - ① カードをどのように発行・交付するか
  - ② 発行・交付されたカードをどのように利用するかという2つの事項について、実務的な検討を行ってきたところである。
  
- 第7回検討会（4月22日開催）では、上記①（カードをどのように発行・交付するか）についての作業班での検討結果を報告し、御議論いただいた。

#### 【前回作業班報告のポイント】

- ・カードの発行主体を厚生労働大臣、カードの交付主体を市町村と仮定。
- ・カードのICチップに収録する「本人を特定する鍵となる情報」は、差し当たり、「案1 制度共通の統一的な番号」又は「案2 カードの識別子」を基本として検討。  
また、この2案によらない方策としてPKI<sup>1</sup>（電子的な鍵ペア及び証明書）の仕組みを用いる方法も検討。
- ・上記2点の仮定を置いた上で、カードの発行・交付フローとして出生時フロー（出生時等、年金・医療・介護の3制度のいずれかに初めて加入する者にカードを交付する状態）と切替時フロー（すでに発行されている保険証等を切り換えていく過程）を検討。

<sup>1</sup> PKI (Public Key Infrastructure : 公開鍵認証基盤)とは、公開鍵暗号方式に基づく電子認証の技術基盤。具体的には、秘密鍵による暗号化（電子署名）、公開鍵による復号化、公開鍵の電子証明書を組み合わせて、本人性の確認や文書の改ざんの有無の検知を行うもの。

- 今回、作業班において行った上記②（発行・交付されたカードをどのように利用するか）に関する検討結果について、以下の項目のとおり整理し、報告する。

- (1) 医療機関におけるカードの利用
  - ① オンラインによる医療保険資格の確認方法
  - ② 医療保険資格情報のレセプトへの自動転記
- (2) カードが利用できない状況下や現行の被保険者証等からカードへの移行期間の対応
- (3) 年金・介護保険の資格確認方法
- (4) 年金記録等の情報閲覧の方法
- (5) 属性、保険者変更時の手続等
  - ① 属性、保険者変更時の手続
  - ② カード紛失時、破損時の対応方法
  - ③ カードの更新方法
- (6) 保険者間の情報連携の仕組み
- (7) ICチップが搭載されている媒体の利用

## 【今回の検討での仮定】

なお、今回の作業班における検討においては、プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする観点から、さしあたり、以下の仮定を置いて検討を行った。

- ① カードのICチップには、医療保険の資格情報そのものや年金記録等の情報そのものは収録されていない。（ICチップには、「本人を特定する鍵となる情報」が収録されており、これを用いてDB等にアクセスすることを想定。）
- ② カードの券面には、医療機関の窓口等において取り違えが起こらないようにするため、最小限、氏名、生年月日が印字されている。
- ③ オンラインによる保険資格の確認については、医療機関等と各保険者の間で医療機関等からの資格確認の要求を中継する機能を持つDB（以下、本文中では「中継DB」という）にアクセスすることで行うものとする。  
この中継DBは、最小限、
  - ・ 本人を特定する鍵となる情報（本人識別情報）
  - ・ 各制度の被保険者番号等（各種の公費負担医療も対象とする場合には、それぞれの公費負担者番号、公費負担医療受給者番号）等を保有する。
- ④ カードのICチップに収録する「本人を特定する鍵となる情報」をカードの券面に記載した場合、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まるため、「本人を特定する鍵となる情報」はセキュリティに優れたICチップ内にのみ収録し、できる限り券面には記載しない運用とする。

## 2 医療機関におけるカードの利用について

第2章の議論は、全ての利用者がカードを保有しており、かつ、医療機関等においてもカードに対応した環境が整備されていることを前提に行ったものである。カードが利用できない状況下や、現行の被保険者証等からカードへの移行期間における対応については第3章において述べる。

### (1) オンラインによる医療保険資格の確認方法

- 報告書中、「医療保険に関連する現状と課題」として、
    - ・ レセプトへの資格情報の転記ミス、医療保険の未加入状態での受診や資格喪失後の受診等により、保険者・医療機関・審査支払機関に医療費請求における過誤調整事務が発生している。
- とされている。

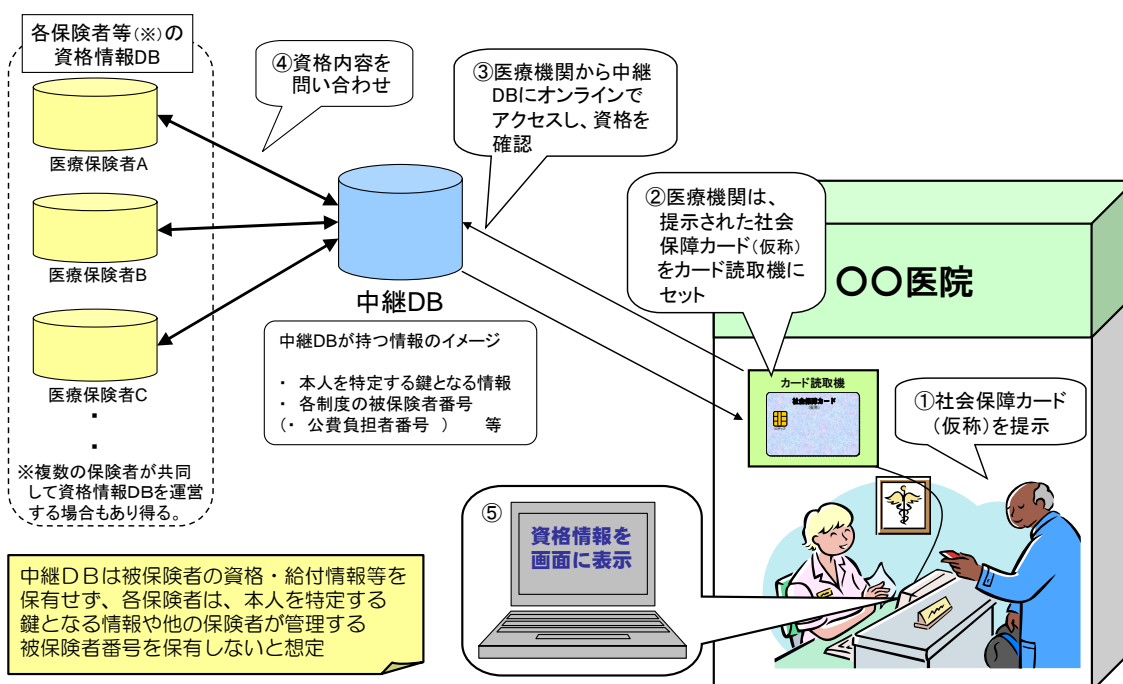
この点について、医療機関窓口でカードのICチップを読み取り、保険者の資格情報のデータベースにオンラインでアクセスし、即時資格確認を行うことで、

- ・ 手続の漏れによる医療保険に未加入の状態や二重加入の状態の発生を容易に把握することが可能になる。
- ・ 医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、医療保険の資格喪失状態であることがその場で分かるため、保険者・医療機関・審査支払機関における医療費の過誤調整事務が減少する。

とされている。

※ オンラインによる医療保険資格の確認とは、本文においては、医療機関の端末から医療保険資格情報にオンラインでアクセスし、医療機関の端末画面上に当該情報を表示させ、医療機関職員が確認する行為を言う。

### (図1) オンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージ



- 医療保険資格のオンライン確認方法については、利便性、コスト、耐久性、また、医療機関におけるオンライン環境整備の実現可能性等様々な観点から満たすべき要件を整理する必要があるが、作業班においては、主にセキュリティの観点から、以下の3つの要件を整理した。

なお、プライバシーの保護の観点から、カードを使わず、医療機関の端末から本人確認情報を入力すること等の手段を用いてオンラインで資格確認を行うことはしないことを前提とした。

**【要件】**

- ① 正しいカードが、正しい持参者によって利用されることが担保できること
- ② 正しい資格情報が確認できること
- ③ 悪意のある者や不正な機器からの攻撃や、情報漏洩等の事故に対応できること

- この要件を満たす方法としては、次のようなものが考えられる。  
(参照：参考資料1)

①—1 正しい持参者であることの確認（成りすまし受診でないかどうかの確認）

- ・ 持参者が入力した暗証番号（PIN）を照合する方法
  - ・ 持参者の指紋や静脈等の生体情報による照合を行う方法
- 等が考えられる。

しかしながら、医療機関の窓口で上記の方法により持参者の確認を行うことは、

- ・ 救急医療の場合等、照合できないことがあること
  - ・ 受付に時間がかかり窓口業務に支障を来す可能性があること
  - ・ 暗証番号（PIN）の場合は忘れてしまう可能性があること
  - ・ 生体情報による照合は本人を不一致としてしまう可能性があること、ハンディキャップを持つ方への対応が別途必要となること
- 等から、現在、医療機関で実施している本人確認以上の措置は困難であると考えられる。

①—2 正しいカードであることの確認（偽造されたカードでないかどうかの確認）

- ・ カード券面の偽造については、ホログラム等の特殊加工を行い、不正利用を防止する方法が考えられる。
- ・ ICチップの偽造については、医療機関のカード読み取り端末が、カードが正当なものかどうかを確認することにより不正利用を防止する方法が考えられる。
- ・ ICチップの中の情報の偽造については、情報に電子署名を付しておき、これを確認することにより、不正利用を防止する方法が考えられる。

② 正しい資格情報が確認できること

- ・ 資格情報を管理している保険者のデータベースが何者かによって、不正にアクセスされることや不正に書き換えられることについては、情報の登録・更新などの正当性を確保する方法、アクセスできる医療機関の端末を中継DBが確認する方法、アクセスした履歴を一定期間保存しておく方法などの方法が考えられる。

③ 悪意のある者や不正な機器からの攻撃や情報漏洩等の事故に対応できること

- ・ カードに不正にアクセスし、カード内情報が改ざんされることや漏洩することの防止については、カードが正当な読み取り端末を確認する方法等が考えられる。
- ・ カードから読み出した情報が改ざんされることの検知については、カード内情報に電子署名を付しておく方法が考えられる。
- ・ カードから読み出した情報が漏洩することについては、暗号化する方法が考えられる。
- ・ カード読み取り端末がウイルスに汚染されること等により情報が漏洩することについては、上記対策に加え、ウイルス対策ソフトの導入、セキュリティパッチの適用等の方法が考えられる。

- なお、PKI（電子的な鍵ペア及び証明書）の仕組みを用いて資格確認を行う場合、上述したセキュリティ対策のうち、
  - ・ ①—②については、証明書には発行者による電子署名が含まれるため、追加のICチップの中の情報の偽造対策は不要となる
  - ・ ③については、カード内情報の改ざんは電子署名の検証によって検知されるといったメリットがある。
- これらの対策を講じた上での残余リスクや課題に対して、誰がどのように対処するかが今後の検討課題であり、費用対効果の観点も含めて、これらを総合的に考慮して資格確認方法を決定する必要がある。
- また、技術的な課題の他に、資格取得届が提出されてから、その内容が各保険者のDB等に入力されるまでのタイムラグなど、カードを導入したことにより新たに発生する運用面での課題や留意すべき点もあることから、このような点について今後更に検討する必要がある。

## (2) 医療保険資格情報のレセプトへの自動転記について

- 医療保険資格情報のレセプトへの自動転記については、報告書において、
  - ・ 資格情報のレセプトへの自動転記により、レセプトへの転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。という効果があるものとされており、平成18年9月の医療保険被保険者資格確認検討会（厚生労働省保険局）取りまとめによれば、年間約900万件発生している返戻レセプトのうち、約4割が、医療機関・薬局において、被保険者証情報のレセプトへの転記ミスによるものであるとされている。
- 今回、作業班においては、以下の要件を満たすよう、医療保険資格情報のレセプトへの自動転記の仕組みについて検討を行った。（参照：参考資料2）

### 【要件】

- ① レセプトに自動転記される情報については、診療報酬の請求に必要となる参考資料3に挙げた情報とする。
- ② 受診の都度、毎回、カードを提示して資格確認を行うが、システムへの負荷を軽減する観点から、自動転記される情報の取得は、原則、「初診時」及び「再診時に前回から情報に変更があった場合」にのみ行うものとする。（変更が無かった場合には、情報の取得は行わず、医療機関の端末画面上で資格確認のみを行う。）

この仕組みが機能するためには、さらに次の条件を満たす必要があり、引き続き、これらの点について、検討を進める必要がある。

- ・ 医療機関の窓口業務に支障を来さない速度で、レセプト転記情報をダウンロードできるようにすること（特に、月曜日の午前中には、外来患者が集中する傾向があることから、この時間帯の窓口業務に支障を来さないようにする必要がある。）
  - ・ 各保険者のレセプト転記情報のフォーマットに関するルールを設定すること
- なお、オンラインによる医療保険資格の確認と医療保険資格情報のレセプトへの自動転記を実現するためには、以上の他に、保険者、医療機関のシステム整備・改修、安全なネットワークの構築等にかかる費用等の課題が存在することから、この点についても、今後、検討する必要がある。

### 3 カードが利用できない状況下や、現行の被保険者証等からカードへの移行期間の対応について

- これまで、全ての利用者がカードを保有しており、かつ、医療機関等においてもカードに対応した環境が整備されていることを前提として、カードの利用場面について検討を行ってきたところであるが、
  - ・ 全ての利用者にカードが交付されるまでには一定の期間を要すること
  - ・ 全ての医療機関に、カードに対応した環境が整備されるまでには一定の期間を要することから、移行期間が存在する。
- したがって、現行の被保険者証とカードが併存する移行期間、カードに対応した環境が整備されている医療機関等とそうでない医療機関等が併存する移行期間における対処方法についての検討が必要となる。
- また、全ての環境が整った後であっても、停電やネットワークのトラブル、カードの破損等により、一時的にカードが使用できない状況や、訪問看護や往診、訪問診療の場合にはカードが使用できないこと等も想定される。
- 作業班においては、このような移行期間及びカードが使用できない状況下での対応方法について検討を行った。(参照：参考資料4)

(オンラインによる医療保険資格の確認・レセプトへの自動転記について)

- 医療機関においては、トラブルによりカードが使用できない場合等であっても、何らかの形で資格確認とレセプトの作成を行わなければならない、少なくとも、現行の健康保険証と同等の運用が継続できる必要がある。  
また、カードに対応した環境が整備されていない医療機関の場合や往診、訪問診療、訪問看護の場合も同様である。  
これらのことを考えると、例えば、以下の①及び②の場合には、下記のいずれか（又はその組み合わせ）での対応が考えられる。
- ① カードの故障、破損等により I Cチップ内の情報の読み取りができない場合
  - ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
  - ・ カード券面（裏面を含む。）に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ② カードに対応した環境が整備されていない場合（又は、読み取り端末の故障やネットワークやシステムが停止した場合）



- ・医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
- ・カード券面（裏面を含む。）に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ・携帯電話等の携帯端末でカードを読み取り、資格確認を行う。

○ 以上のことから、移行期間やカードが使用できない状況においても、現行の被保険者証と同等の運用を継続するためには、保険資格情報を記載した別紙を交付することや、カード券面（裏面を含む。）に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておくといった措置が必要となると考えられる。

しかしながら、別紙を交付することは交付主体の事務が増えるとともに、利用者は常にカードと別紙を携帯しなければならないため、利便性を損なうという面があり、また、カードに本人識別情報を記載することについては、仮に、制度共通の統一的な番号等を記載する場合には、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まることになる。

よって、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立（携帯電話等の携帯端末の活用）も含めて、具体的な対応策を更に検討する必要がある。

#### 4 年金・介護保険の資格確認方法

- 社会保険事務所での年金資格確認については、医療保険と同様の仕組みで行うこととなる。
- 介護保険の資格確認については、現在の介護保険の被保険者証は主に
  - ・ 要介護認定時の資格確認
  - ・ ケアプラン作成時の被保険者情報の確認  
(被保険者資格の有無、要介護認定区分、有効期間、限度額、審査会の意見等)
  - ・ 介護サービス利用時の被保険者の資格確認  
のために利用されている(参照：参考資料5)。
- 医療機関における資格確認と同様、カードの券面には氏名、生年月日のみが印字されており、カードのICチップには、介護保険の資格情報そのものは収録されていないと仮定すると、在宅介護においては、医療保険での利用において検討を行った「カードの読み取り端末がない場合」に準じ、
  - ・ カードとは別途発行される紙により資格確認を行う
  - ・ カード券面(裏面を含む。)に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
  - ・ 携帯電話等の携帯端末を利用した資格確認を行うことが考えられる。
- 上記の利用方法につき、さらに関係者の意見を聞きつつ、検討を進めていく必要がある。

## 5 年金記録等の情報閲覧の方法について

- 年金記録等の情報閲覧については、報告書において、実現した場合には以下のような効果があるものとされている。

(「社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書」より抜粋)

### (2) 年金に関連する効果

#### ①利用者にとっての効果

- ・ 自宅のパソコン等から常時、安全かつ簡便に自分の年金記録を確認することができ、その内容に疑問が生じた場合には、別途、社会保険事務所等に照会することにより、年金記録に対する疑問が解消される。
- ・ オンラインでの年金の裁定請求等、年金関係手続が利用しやすい環境になる。

#### ②事務面での効果

- ・ ユーザID・パスワード認証方式により年金記録を提供することについて、ユーザID・パスワード発行等の事務負担が軽減される。

### (3) 医療保険に関連する効果

#### ①利用者にとっての効果

- ・ 自分の健康情報(レセプトや特定健診結果等)の確認を安全にオンラインでできるようになる。

### (4) 介護保険に関連する効果

#### ①利用者にとっての効果

- ・ 自分の介護サービスの費用に係る情報をオンラインで確認できるようになる。

### (5) その他の効果

#### ①利用者にとっての効果

- ・ 行政機関への申請について、窓口申請ではなく電子申請が行いやすくなる。

(例) 健康保険任意継続被保険者資格取得申請等、社会保障分野の各種届出・申請

- 本文において、年金記録等の情報閲覧とは、自宅等の端末からオンラインで保険者DBにアクセスし、自分の情報を端末の画面上に表示して確認すること及び当該情報を取得することを言う。